

くらしのカレンダー

4/1 火 赤口	■心配ごと相談 (行政・人権相談も含む) 午後1時~4時 中之島村公民館 〔春の防災予防運動・~7日〕 〔地価公示普及月間・~30日〕〔河川美化月間・~30日〕	11金 大安	〔メートル法公布記念日〕
2水 先勝	■ポリオ生ワクチン 対象者 昭和60年1月~12月生まれの乳幼児・未実施の乳幼児 受付時間 午後2時~2時30分 会場 中之島村公民館	12土 赤口	〔金融機関休業日〕〔世界宇宙飛行の日〕
3木 友引	■停電 午前9時~正午 中条の約半分 (中条中・東・宮村)	13日 先勝	⑨富田医院(☎66-2226) ⑩金井医院(☎62-0116)
4金 先負	■1期・第1回三種混合 対象者 昭和58年7月~12月生まれの幼児・4歳までの未実施幼児 受付時間 午後2時~2時30分 会場 中之島村公民館	14月 友引	〔科学技術週間・~21日〕
5土 仏滅	■村内小・中学校入学式 (・上通小・北中...午前10時・信条小...午前10時30分) 中之島中...午後1時30分	15火 先負	■心配ごと相談 (行政・人権相談も含む) 午後1時~4時 中之島村公民館
6日 大安	⑪堀医院(☎66-2133) ⑫佐々木医院(☎62-2357) 〔春の全国交通安全運動・~15日〕	16水 仏滅	
7月 赤口	■村内保育所入所式 午前9時30分 ■中之島中央小入学式 午後2時 〔世界保健デー〕	17木 大安	■停電 午前9時~正午 坪根の全部
8火 先勝	■心配ごと相談 (行政・人権相談も含む) 午後1時~4時 中之島村公民館 ■ポリオ生ワクチン 対象者 4月2日に都合が悪かった人 受付時間 午後2時~2時30分 会場 中之島村公民館 (花まつり)	18金 赤口	〔発明の日〕
9水 先負	■1歳6ヵ月児検診 対象者 昭和59年7月~9月生まれ 受付時間 午前9時~9時30分 会場 中之島村公民館	19土 先勝	
10木 仏滅	■停電 午前9時~正午 灰島新田のほぼ全部・大口の一部 ■中之島村住宅建設緊急対策資金融資受付開始・~30日 〔交通安全家庭の日〕〔婦人週間・~16日〕	20日 友引	■新潟県知事選挙投票日 ⑬星野(弘)医院(☎62-0998) ⑭寺師医院(☎62-0137) 〔通信記念日〕〔郵便週間・~26日〕

◎利用のために

⑨マークは休日在宅当番の内科医 診療時間はいずれも午前9時から午後5時までです。
⑩マークは休日在宅当番の外科医 時間外でやむを得ない時は、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。
■マークは行事

幼い日、春の野で、タンポポの花を摘んで遊んだり、白い綿毛を吹いてうらないをした思い出をお持ちの方も多いことでしょう。
タンポポは大きく分けると、昔からあった在来種と、明治時代に牧草と共に渡来し、北海道から広がったと言われるセイヨウタンポポとがあります。あなたが子供の時に遊んだタンポポはどっちだったのでしょうか。
環境庁がさきごろ発表した『緑の国勢調査』(自然環境保全基礎調査)の結果によると、現在は、セイヨウタンポポのほうが多く、分布も沖繩まで広がっていることがわかりました。
この調査は、全国を一キロ四方の網目(メッシュ)に分けてボランティアーの人たちが、その網目の中で、調査対象の生物を見たかどうかを報告してその結果をまとめたものです。調査メッシュ九万六千二百六のうちの、在来タンポポが



タンポポ

見られたのは、三万八千三百八十九、セイヨウタンポポは四万六千二百七十九でした。百年ほどの間にセイヨウタンポポがこんなに増えたのは、セイヨウタンポポの種子が軽く、しかも単為生殖(オシベとメシベのない生殖)なので、遠くまで一人旅をして繁殖できるためだそうです。
見分け方というと、在来タンポポは、花をささえている総苞片(ガクの部分)が上をむいているのに対し、セイヨウタンポポは下にそりかかっています。
さて、春といえばタンポポと同時に春の小川の歌を連想します。四月は『河川美化月間』です。川をよごさないようにするだけでなく、地域で行われる河川の清掃などに協力しましょう。



消防車・救急車の要請・無憂苑斉場の申込みは与板郷消防署 ☎0258-72-2572

広報

昭和61年 3月 No.151

なかのしまおしらせ版 3月 No.36 合併号

●編集と発行/新潟県中之島村役場企画課 (☎0258-66-2270)



おもな内容

- ・住民意識調査結果から ②~⑦
- ・(株)てんく屋村に100万円寄付 ⑦
- ・1985年農業センサス報告 ⑧~⑨
- ・住宅建設資金を融資します ⑩
- ・新潟県知事選挙 ⑩
- ・400cc採血が導入されます ⑫
- ・5回以上の献血ありがとうございます ⑬
- ・村史編さんこぼれ話 ⑭
- ・くらしのカレンダー ⑮

表紙説明

両中学校で
一三四名が巣立ち

三月は卒業式の月——村内の中学校では、三月十四日に卒業式が挙行され、両校合わせて一三四名の生徒(中之島中学校七五名・中之島北中学校五九名)が新たな希望に燃えて学舎を巣立ちました。(写真は中之島中学校卒業式の一コマ)
また、小学校は三月二十四日に卒業式が挙行され、三カ校で一六〇名が卒業、保育所も三月二十七日に修了式が行われ、六保育所で一七九名が卒園しました。

住民意識調査結果から 66%が町制施行を支持!

昨年十一月、村が町制施行に関する作業の一環として、広く住民の皆さんからご意見を聞くために実施した「住民意識調査」——このほど、その結果がまとまりましたのでお知らせします。

調査の概要

〔調査の目的〕

中之島村は、近年、北陸高速自動車道や国道長岡東バイパスの開通など高速交通体系の整備と相まって、宅地開発が急速に進み人口が増加し、都市化傾向が一段と強まっている。

このような現状のなかで、村民から村を町とする「町制」を施行してイメージを一新し、産業の振興発展を図るべきであるとの声が聞かれるので、「町制」の施行など村民生活に密着した問題について広く村民の声を聞き、施策

〔調査の方法〕

- (一) 調査地域……中之島村全域
- (二) 調査対象……満二十歳以上満七十九歳までの住民で一世帯一人
- (三) 対象者数……二、三九一人
- (四) 抽出方法……年齢別に十歳毎に区分した六階層を基準として、住民票による単純無作為抽出
- (五) 調査法……郵送調査法
- (六) 調査時期……昭和六十年十一月一日
- (七) 調査票発送……昭和六十年十一月一日
- (八) 調査票回収……昭和六〇年十一月十五日

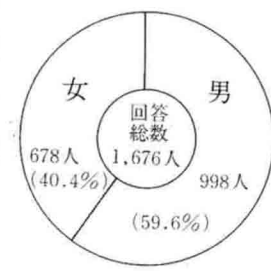
の参考とするため調査を行ったものである。



上空から見た中之島本村とインター付近

〔回答結果〕

- (一) 回答者数……一、六八〇人
- (二) 回答率……七〇・二六%
- (三) 分析に用いた属性(回答結果から)
- (四) 性別(問2のもの)



年齢階層	回答者数(人)	回答率(%)
20~29	288	17.2
30~39	417	24.9
40~49	300	17.9
50~59	268	16.0
60~69	233	13.9
70~79	170	10.1
計	1,676	100.0

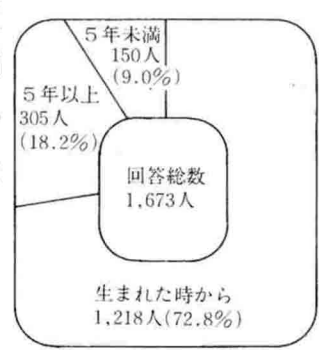
(二) 年齢別(問3のもの)

職業	回答者数(人)	回答率(%)
農業	594	35.6
商工業	39	2.3
自営業	138	8.3
会社員	535	32.1
公務員	90	5.4
その他	271	16.3
計	1,667	100.0

(五) 職業(問6のもの)

地区別	回答者数(人)	回答率(%)
上通	259	15.4
中之島	476	28.4
中通	149	8.9
中野	222	13.2
中条	214	12.8
信条	207	12.3
西所	97	5.8
三沼	54	3.2
計	1,678	100.0

(四) 地区(問5のもの)



(三) 居住歴(問4のもの)

して掲げました。

□問1

中之島村を町とすることについて伺います。

◎町とすることがよい。

1、村というイメージから脱皮したい

2、対外的に、村よりも町の方が

接しやすい

3、将来の発展のためにも、村よりも町であった方が有利であると思う

◎今までどおり村がよい

4、昔からなじんでいて、この地にふさわしい

5、中之島村という名前が好きだから

◎6、どちらでもよい

「村制」から「町制」への移行についてみると、「町とすることがよい」とする人が六六・三%と最も多く、「今までどおり村がよい」とする人が二五・三%、また、「どちらでもよい」とする人が八・二%となっている。「どちらでもよい」とする人の考え

		町とすることがよい	今までどおり村がよい	どちらでもよい	その他
全体		66.3		25.3	8.2
性別	男	68.4		25.3	6.3
	女	63.1		25.7	10.8
年齢別(才)	20~29	63.2		25.0	11.8
	30~39	68.1		22.8	8.6
	40~49	69.4		26.7	3.6
	50~59	67.2		26.5	6.3
	60~69	66.0		25.4	8.6
	70~79	60.0		28.8	11.2
居住歴	生まれた時から	64.4		28.3	7.3
	5年以上	69.5		19.4	10.5
	5年未満	73.3		15.3	10.7
地区別	上通	67.5		24.4	7.7
	中之島	70.4		21.6	8.0
	中通	63.1		26.8	10.1
	中野	56.8		32.9	9.9
	中条	72.9		19.1	7.5
	信条	61.4		32.3	6.3
職業別	西所	59.8		27.8	12.4
	三沼	75.9		22.3	
	その他	62.4		24.0	13.6
職業別	農業	64.6		28.3	7.1
	商工業	84.6		10.3	5.1
	自営業	72.5		23.2	4.3
	会社員	67.5		23.7	8.2
	公務員	62.2		32.2	5.6
	その他	62.4		24.0	13.6

年齢別のうち、七十〜七十九歳(六〇%)、二十〜二十九歳(六三・二%)の老若世代が平均を下まわっており、「どちらでもよい」とする意志表示を明確にしない若い世代が一・八%と最も多く、賛成者が平均を下まわることと合わせ注目される。

一方、新しい住民ほど町制施行を望んでおり、また、商工業者に強い町制への意向が示されている。

なお、「町とすることがよい」とするその理由は、全体では、①「将来の発展のためにも、村よりも町である方が有理であると思う」(五一・一%)が最も多く、②「村というイメージから脱皮したい」(八・六%)③「対外的に、村よりも町の方が接しやすい」(六・六%)の順となっており、一方、「今までどおり村がよい」とする人は、

より計算した数字です。

- ・「満足度」＝非常に満足＋やや満足
- ・「不満足」＝やや不満足＋非常に不満足

(1) 住みよい生活環境（設問番号1・2・3・4・5・9・10・12・13）

住みよい生活環境に係る満足度の高い順では、①道路の整備（二七・六％）②通勤・通学の利便（二二・三％）③公害防止（二一・一％）となっている。

一方、不満足の高い順では、①雑排水の処理（六四・八％）②除雪状況（五〇・六％）③買物の利便（四五・六％）となっている。

不満足度の最も高い「雑排水の処理」については、地区、年齢、職業等を問わずほぼ平均した率を示している。近年、生活関連様式の向上により、よりよい居住環境の改善を求める声として受け止められる。

また、「除雪状況」の不満度を年齢別で見ると、年齢の低い層ほど不満を訴えている。このことは、通勤時における早朝除雪や積雪量の多い時期の集落内道路除雪に、不満が集中しているものと考えられる。

(2) 健康で豊かな福祉環境（設問番号11・16）

「医療施設」についてみると、やや不満が三六・六％と最も多く、続いて非常に不満が二六・〇％と、その不満



長岡東バイパス入口付近の国道沿線

全体では、①「昔からなじんでいて、この地にふさわしい」（一六・一％）②「中之島村という名前が好きだから」（九・二％）をその理由にあげている。

理由の選択を村で示したことにより、それぞれの回答者の考え方を適切に把握することは困難であるが、「町とすることがよい」とする人では、進みつつある都市化現象の中で、ある意味では近代化を積極的に受け入れてイメージアップを図ることにより、将来の発展を期待する意向が伺えるのに対し、「今までどおり村がよい」とする人では、大きな変化を望まず、着実に村の発展を考えて行くといった現状維持の意向であるように思われる。

度は六二・六％に達している。このことは、重い病気などは長岡市など村外の医療機関に依存せざるを得ないことや、身近な医療機関としての一般診療所の村内での不足によるものと思われる。

「老人などの福祉」については、不満足度が満足度を上まわっているものの、普通と答えた人は五八・五％と全体の半数を上まわっている。

(3) 人間性豊かな教育環境（設問番号6・7・8）

「子供の教育環境」および「保育所設置状況」については、ほぼ満足しているものの、「子供の遊び場」については六五・八％の不満度を示し、遊具などを備えた公園などの設置の不足が指摘されている。

(4) ゆとりある社会、文化環境（設問番号14・15）

「集会所等の整備」については、満足度二三・五％で、不満度とほぼ同率を示している。また、普通と答えた人は、四八・七％となっている。

「社会教育、文化環境」については、普通と答えた人が五〇・一％と最も多く、続いてやや不満二六・八％、非常に不安九・九％となっている。

(5) 行政への関心（設問番号17および問12のあなたは広報「なかのしま」を讀みますか）

問7

あなたは日常生活を送るうえで、次の項目についてどの程度満足していますか。各設問に対する満足度を左の1～5の数字でお答えください。

1	非常に満足	2	やや満足	3	普通	4	やや不満	5	非常に不満
---	-------	---	------	---	----	---	------	---	-------

1、道路の整備状況

2、日常交通の安全性

	非常に満足	やや満足	普通	やや不満	非常に不満	その他	
(1) 住みよい生活環境	1	2	3	4	5	6	
道路の整備	6.7	20.9	32.6	25.6	11.6		2.6
交通安全	2.3	14.0	49.5	24.5	5.9		3.8
公害防止	5.8	15.3	43.9	21.6	9.4		4.0
通勤通学の利便	5.4	16.9	31.9	27.4	14.8		3.6
買物の利便	3.1	13.0	34.2	31.7	13.9		4.1
雑排水の処理	1.3	4.3	25.0	32.8	32.0		4.6
ごみ処理の処理	3.6	12.5	43.8	26.5	9.3		4.3
防犯	2.2	10.5	62.6	15.4	4.3		5.0
除雪状況	3.4	13.3	28.2	31.4	19.2		4.5

3、騒音、振動、悪臭などの公害防止

4、通勤、通学の利便

5、日常の買物の利便

6、子供の教育環境

7、保育所の設置状況

8、子供の遊び場の設置状況

9、生活雑排水の処理

10、ごみ、し尿の収集状況

11、診療所や病院などの医療施設

12、防犯

(2) 健康で豊かな福祉環境	1.4	5.6	25.8	36.6	26.0	4.5
医療施設	2.4	8.6	58.5	18.1	6.3	6.1
(3) 人間性豊かな教育環境	3.1	16.6	48.1	21.4	5.9	4.9
子供の教育環境	10.3	21.7	44.1	14.6	4.5	4.8
保育所の設置状況	1.2	5.7	22.7	43.9	21.9	4.6
(4) ゆとりある社会、文化環境	6.7	16.8	48.7	17.6	5.4	4.8
集会所等の整備	1.5	6.3	50.1	26.8	9.9	5.4
社会教育、文化環境	1.3	5.8	50.9	24.4	11.8	5.8
(5) 行政への関心						
行政サービス						



▲テレビ局が3月定例村議会（町制施行について）取材したときの様子

問8

あなたは農業の振興のために、今後

「行政サービス」についてみると、普通という回答が五〇・九％と最も多く、やや不満二四・四％、非常に不満一一・八％と続く状況から、やや不満という回答傾向となっている。従って、窓口における住民の応待はじめ、行政の運営にあたっては、親しまれる。温かみのある、そして、思いやりのある役場としなければならぬ。

一方、広報「なかのしま」の精読状況は、よく読むが五四・二％と半数を超えているが、半面さつと読むからほとんど読まないまでの、いわば無関心度は四二・七％となっている。

問12

あなたは、広報「なかのしま」をよく読みますか。

よく読む	さつと目をおすだけ	関心のあるところだけ読む	ほとんどよまぬ	その他
1	2	3	4	5
	54.2		21.3	17.9
			3.5	3.1

各設問の関連性を考慮して、次の五項目に大別しました。なお、文中の「満足度」および「不満足」の％は、次に

「満足度」＝非常に満足＋やや満足
「不満足」＝やや不満＋非常に不満

よく読む	さつと目をおすだけ	関心のあるところだけ読む	ほとんどよまぬ	その他
1	2	3	4	5
	54.2		21.3	17.9
			3.5	3.1

設問内容	満足度(%)	不満足度(%)	普通(%)	その他(%)	回答者数(人)
1、土地の開発を抑え、農地の減少を防ぐ	6.2		207		207
2、生産性の高い作物を作る	9.5		319		319
3、機械化を共同して進める	11.9		399		399
4、農業後継者（あつぎ）を育てる	9.9		333		333
5、生産物の流通面を改善する	6.2		207		207
6、農作業受委託の普及を図る	8.0		270		270
7、生活環境を整備して魅力ある農村づくりを力を入れる	19.7		661		661
8、工業の導入をはかるなどして兼業農家等の生活安定をはかる	27.2		914		914
その他	1.4		50		50

※回答が一つだけのものもあつたため、回答者数も掲載しました。

本村の基幹産業である農業の振興策についてみると、総体評価では「工業の導入をはかるなどして兼業農家等の

〈表5〉 水稻作の作業を請負に出した農家数および面積

昭和55年	昭和60年
111戸 6,089 a	112戸 6,555 a
117戸 6,766 a	77戸 4,171 a
115戸 6,664 a	77戸 4,196 a
110戸 6,004 a	115戸 6,816 a
58戸 2,415 a	25戸 1,411 a
148戸 8,488 a	127戸 7,713 a
185戸 8,006,0004,0002,000 a	165戸 0,2,0004,0006,0008,000 a

〈表6〉 農作物の類別収穫面積の動き

	昭和55年	昭和60年	増減
収穫面積合計	272,716	259,740	△12,976
稲	244,985	232,880	△12,105
麦類	776	1,352	△576
雑穀	10	12	△2
いも類	1,526	1,002	△524
豆類	2,801	5,212	△2,411
工芸農作物類	316	273	△43
野菜類	16,164	17,725	△1,561
花き類	13	12	△1
種苗、苗木類	12	0	△12
飼料用作物	2,141	885	△1,256
その他の作物	3,972	387	△3,585

以上、調査結果についてはおまかに触れてみましたが、本村の基幹産業である農業について、いくらかご理解いただけたと思います。その他詳細については、企画課にお問い合わせください。

〈表7〉 家畜飼養農家数と頭数の動き

項目	昭和55年	昭和60年	増減	
乳用牛	飼養農家数	7	5	△2
	頭数	68	96	△28
肉用牛	飼養農家数	18	19	△1
	頭数	232	296	△64
豚	飼養農家数	49	18	△31
	頭数	1,033	585	△448
採卵鶏	飼養農家数	17	10	△7
	頭数	156	88	△68

飼養農家数は、五十五年に対して四三％減となっています。このうち、豚飼養農家が減少率四三％、採卵鶏飼養農家が減少率四四％と前回に引き続き減少していますが、小規模農家の廃業によるものと思われる。一方、乳用牛は一飼養農家当たり一〇頭から一九頭、肉用牛は一三頭から一六頭と、規模拡大の傾向がみられます。(表7参照)

家畜飼養農家等の動き

農業機械の共同利用減少
水稻作の作業請負横ばい

農業機械の保有台数の動きをみると、

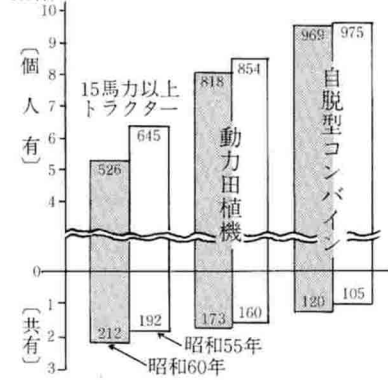
個人所有のものは伸びており、特に一五馬力以上のトラクターの増加が目立ちます。それは逆に、共有のものはい

積が増加しましたが、これらは転作により増えたものと思われる。その中でも、特に野菜類の中の「その他の野菜」については、前回六〇・八haであったものが、今回は一〇六・七haとなりました。これは、中之島村の特産であるレンコンの作付面積の増加によるものと思われる。(表6参照)

に従事した日数の多い人)は二一・二％減少して一、九八二人、更に基幹的農業従事者(ふだん自家農業に従事することを主としている人)は三七・二％減少して一、〇八五人になりました。(表3参照)

これを農家一戸当たりで見ると、農業就業人口は一・五人(前回一・七人)、さらに基幹的農業従事者は〇・八人(前回一・二人)とついに一人を割り、第二種兼業農家の増加と関連して、「朝晩型農業」が一般化しつつあります。なお、基幹的農業従事者を年齢別に見ると、五〇〜五五歳の間が一番多くなっています。

〈表4〉 農機具保有台数の動き



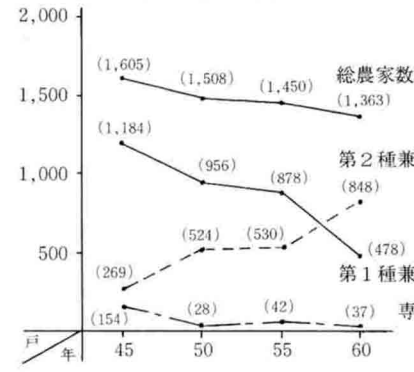
の廃業等が進んだものと思われる。(表4・表5参照)

農作物の類別収穫面積の動き

総収穫面積は、前回にくらべて二九・七六ha(〇・五％)減少して二、五九七・四haとなりました。この減少は水田利用再編対策、農地転用等によるものと思われる。

一方、麦類、豆類、野菜類は作付面積が増加しましたが、これらは転作により増えたものと思われる。その中でも、特に野菜類の中の「その他の野菜」については、前回六〇・八haであったものが、今回は一〇六・七haとなりました。これは、中之島村の特産であるレンコンの作付面積の増加によるものと思われる。(表6参照)

〈表1〉 専・兼業別農家数の推移



経営耕地総面積は前回より〇・五％減少して二、八四〇・七六haとなり、このうち田が二、七〇三・〇五ha(構成比九五・一％)、畑が一、二四・七七ha(四・四％)、樹園地が一、二九四

経営耕地面積当たり農家一〇・八ha以上の農家は一〇戸に

「農業を主としている人」は一戸当たり〇・八人

農家人口は、前回より五・三％減少

昭和六十年二月一日現在における中之島村の農家戸数は一、三六三戸で、前回調査(昭和五十五年)より八七戸

専業農家は五戸の減
兼業農家は八二戸の減

昭和六十年二月一日を調査日として実施された「一九八五年農業センサス」の結果がまとまりました。中之島村農業の現況を知っていただくため、その概要をお知らせします。

1985年 農業センサス報告

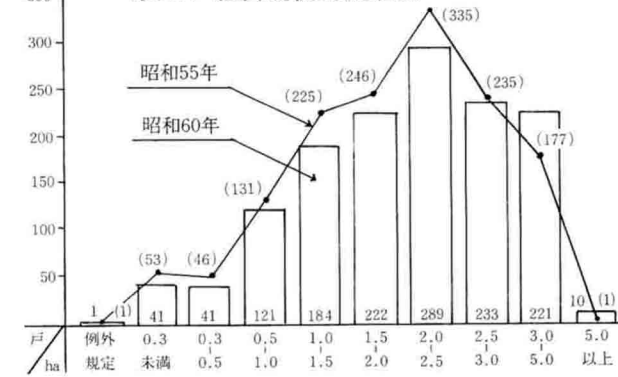
規模拡大農家が
増加
「朝晩型農業」

(六％)減少しました。

専業別農家数で見ると、専業農家は前回と比べ五戸(一二％)減少して三七戸、第一種兼業農家(農業が主)数は四〇〇戸(四五・六％)減少して四七八戸、第二種兼業農家(兼業が主)数は逆に三一八戸(六〇％)増加して八四八戸となりました。この結果、本村の農家構成比は専業農家二・七％、第一種兼業農家三五・一％、第二種兼業農家六二・二％と、はじめて第二種兼業農家が第一種兼業農家を上まわりました。(表1参照)

なお専業農家のいちばん多いところは、大口地区となっています。

〈表2〉 経営規模別農家数



ha(〇・五％)を占めています。

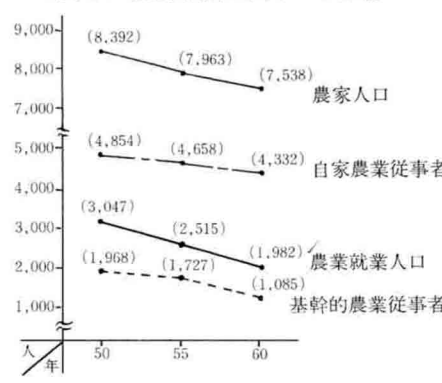
一農家当たりの経営耕地面積は、前回の一・九七haから二・〇八haと〇・一ha増加しました。

また、経営耕地面積規模別農家数では、三haまでは減少したものの、三・五haでは一・二五倍の二二二戸、五ha以上では十倍の一〇戸となり、規模の拡大化、集約化が一層進んでいます。(表2参照)

「農業を主としている人」は一戸当たり〇・八人

農家人口は、前回より五・三％減少

〈表3〉 農業就業別人口の推移



四、三三二人、農業就業人口(自家農業従事者および兼業であるが自家農業

して七、五三八人となり、総人口に対する農家人口率は、前回の七二・三％から六五・一％に低下し、一農家当たりの世帯員数は五・五人となりました。また、農家人口を就業者別に見ると、自家農業従事者(自家農業に少しでも従事した人)は前回より七％減少して



今年もトラクターの活躍する季節となりました

住宅建設(増改築を含む)を計画されている方に...
中之島村 緊急対策資金を融資します
 受付期間/四月十日(木)～四月三十日(水)

村では、昭和六十年度に引き続き昭和六十一年度も、持家の促進と村内住宅建築関連業界の振興を図るため、次により住宅資金を融資しますのでご利用ください。

◆融資対象者

次の条件にすべて該当する人は、融資を受けられます。

- (1) 村内で自ら居住するための住宅を建設(増改築を含む)しようとする人。
- (2) 住宅の建設を村内の関連業者に依頼する人。
- (3) 融資を受けなければ住宅を建設できない人で、前年の収入金額または所得金額が次の金額以下の人。
 ・給与所得のみの人 七〇〇万円
 ・その他の人 五二〇万円
- (4) 建設する住宅の床面積が、五〇㎡以上(増築については一〇㎡以上)であること。
- (5) 村税を完納している人
- (6) 融資の返済能力を有する人

◆融資内容

▼融資金額/一戸当たり一〇万円単位

で、五〇万円以上三〇〇万円まで。
 ▼利率/年五・四％
 ▼償還期間/十五年以内
 ▼償還方法/元利均等毎月償還(ボーナス償還併用含む)
 ◆申込方法・融資の決定
 融資希望者は、四月十日から四月三十日までに融資申込書を取扱金融機関に提出してください。

村では、金融機関と協議して融資の可否を決定し、申込者に通知します。(申込者が多数の場合は、抽選して決定します)

◆取扱金融機関

- 中之島村農業協同組合
- 上通農業協同組合
- 第四銀行今町支店
- 新潟県信用組合今町支店

◆問い合わせ先
 詳しくは、産業課商工係(☎六六一二一〇一・内線四四)もしくは取扱金融機関の窓口でおたずねください。



**転作等日標面積は
前年度より16.2haの増**
 ～昭和61年度 水田利用再編対策～

第三期待策も三年目を迎える昭和六十一年度の転作等日標面積は、下表のとおり三二四・二haの配分(そのうち他用途利用米は四六・五ha、四、三三五俵)を受けましたが、前年度に比べて一六・二haの増加(他用途利用米は三・五ha、

二三四俵の減)となりました。これは、二年続きの豊作を背景に過剰米の発生防止と米需給事情を配慮した国の決定により、再び転作面積が強化されたこと、他用途利用米についても、六十年度は全国的に計画を上回る生産が行われ、更に需要を超えた生産希望があることから、数量・作付面積とも規制されたことによるものです。

(昭和六十一年度の主な改正点)
 ◎四年目を迎える保全管理水田(農協預託水田)の取り扱いについて、一次の要件をすべて満たした場合、転作奨励補助金は交付されませんが、

- 転作面積の対象となります。
- 1、昭和六十年度において、管理転作奨励補助金の交付対象となっていた水田であること。
 - 2、昭和六十一年度において、預託の期間が連続して三年を超えることにより、管理転作奨励補助金の交付対象外となるものであること。
 - 3、農協等との間に、水田預託契約が引き続き締結されているものであること。
 - 4、常に、耕作可能な状態に管理されているものであること。
- ＊ ＊ ＊
 厳しい農業情勢ではありますが、目標達成に農家の絶大なご協力をお願いいたします。

61年度 転作等目標面積村内配分状況

(単位: ha, %, 俵)

区分	60年度	61年度	比較
転作等	308.0	324.2	16.2
(内実転作)	258.0	277.7	19.7
(内他用途利用米)	50.0	46.5	△3.5
<数>	<4,559>	<4,335>	<△224>
転作率	11.7	12.4	0.7
うち米	184,259	183,914	△345
もち米	5,468	5,468	0
計	189,727	189,382	△345



- 三月二日(火)、第十二回目を迎えた恒例の村民将棋大会が、中之島村公民館大広間において開催。当日は三十七名(A級十六名・B級十三名・C級八名)の愛好者が参加し、日ごろの腕前を發揮していました。なお、今回から樋山村長よりA級一位に力アップの寄贈があり、今大会を一層盛りあげました。
- 結果は次のとおりです。(敬称略)
- | 級 | 順位 | 氏名 | 所属 |
|----|----|------|--------|
| A級 | 一位 | 樋山信之 | (中条第二) |
| | 二位 | 石丸勇一 | (中条第一) |
| | 三位 | 河内昇 | (興野) |
| B級 | 一位 | 内藤智 | (横山) |
| | 二位 | 布施栄 | (近藤鉄工) |
| | 三位 | 小野憲夫 | (中野) |
| C級 | 一位 | 河内祐久 | (興野) |
| | 二位 | 南場良一 | (大野) |
| | 三位 | 吉野利吉 | (狐野) |

カメラ散歩



三月十日、中之島中学校前の旧国道八号線で、シートベルトの着用率を調べるために「シートベルト着用指導所」を開設。調査対象一八三台のうち着用は四二台で、その着用率は約二三%という大変低い数値でした。皆さん/シートベルトはいざという時、あなたの命を守ります。めんどうがらずに、その着用を習慣づけましょう。

一年間の総決算——確定申告の納税相談が、2月25日から3月7日まで中之島村公民館で行われ、連日、大勢の村民が相談と申告に訪れました。



新潟県知事選挙

◎告示日/3月31日(月)
 ◎投票日/4月20日(日)

4月20日投票日の新潟県知事選挙は、これからの4年間にわたって本県を代表する人を選ぶ大切な選挙です。棄権することなく、それぞれの良識と判断によって、みんなで投票しましょう。

〔投票のできる人〕
 昭和41年4月21日以前に生まれ、昭和60年12月30日以前から引き続き中之島村の住民台帳に登録されている人。

なお、昭和60年12月31日以降に、県内の他の市町村から転入してきた人は、前の市町村で投票することになります。この場合、投票するときは、中之島村長から引き続き県内に住んでいることの証明書もらい、これを提示して投票することになります。

〔投票日の留意事項〕
 ・投票時間は、午前7時から午後6時までです。

・入場券を忘れずに持参してください。
 ・候補者の氏名は、はっきり書きましょう。
〔不在者投票はお早めに〕
 投票日に、やむを得ない都合で投票所へ行けない人は、役場または指定病院等で不在者投票をすることができます。
 ・期間 3月31日(日)～4月19日(土)・午前8時30分～午後5時(土・日曜日も含みます)
 ・印鑑が必要です。
〔郵便による不在者投票制度〕
 郵便による不在者投票をすることができる人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている重度の障害にある選挙人です。
 ※選挙に関する詳しいことについては、選挙管理委員会(☎66-2002)へお問い合わせください。

ゴミ(可燃物)の 収集業務を休みます

4月13日(日)・14日(月)・15日(火)の3日間
ゴミ(可燃物)の収集を休ませていた
だきます。大変ご迷惑をおかけしま
すが、ご協力をお願いします。

＊ ＊
水分を含んだゴミ(特に台所から
でるゴミ)は燃えにくいので、水切りを
十分行ってから紙くず類と一緒に袋に
入れて出してください。なお、今まで
不燃物扱いとしておりました食品容器
(例えば、マヨネーズ、バター、ケチ
ャップ等)は燃えるゴミといたしました
ので、お知らせします。



犬の登録と 狂犬病予防注射を実施します

▶実施日時および会場

期日	時間	会場
4月21日(月)	10:00~10:30	中条新田事務所
	11:00~11:30	中野西部集落 開発センター
	12:40~13:40	役場前
	14:10~14:30	池之島公会堂

▶手数料/一頭につき4,700円

▶そのほか

- 当日は印鑑および愛犬手帳を持参するとともに、犬を制御できる人が連れて来てください。
- 登録してある犬が死亡した場合は、保健衛生課に連絡ください。

◇ ◇
4月21日に都合の悪い人は、次により実施される会場で、必ず受けてください。

- ▶実施日/5月15日(木)
- ▶時間/午後1時~2時
- ▶会場/星金家畜医院(今町1丁目・☎66-2149)
- ▶手数料/一頭につき5,700円

氏名 坂口 光男 五回 (中之島第一)

「五回以上の献血者を表彰します」とお知らせしたところ、昭和六十年度は四十五名の方から申請があり、大変喜んでおります。

献血も、皆さんのご理解とご協力により年々増えておりますが、またたなしの病気や不時の災害、事故などで、まだまだ血液は不足しています。

「あなたに頼るしかない献血」に、今後とも一層のご理解とご協力をお願いいたします。

中川 勝巳 十四回 (中之島第一)

中川 豊美 十回 ()

大矢 初枝 六回 ()

鈴木 智子 七回 (中之島第二)

稲庭 新市 五回 (中之島第五)

高野 詮子 六回 ()

高野 敦史 六回 ()

小根山 高明 七回 ()

本間 マツ 五回 (中之島第六)

藤田 佳子 六回 (中之島第七)

中島 文雄 十回 ()

伊丹 正幸 八回 (五)

大崎 一司 七回 (五)

金子 藤一 六回 (猫)

原田 敏 六回 (鶴ヶ曾根)

鈴木 幸夫 六回 ()

池上 久美子 五回 (灰島新田)

渡辺 富士子 八回 (中)

渡辺 順一 九回 (中)

井上 隆夫 八回 (坪)

井上 文子 七回 (大)

井上 文子 七回 (大)

鈴木 カツ 七回 (大)

原田 四六 六回 (島)

笹岡 傳一 七回 (並木)

笹岡 笑子 五回 (新田)

岡部 幸枝 五回 (東)

吉村 和正 六回 (中)

杉本 和正 六回 (中)

杉林 悦吉 十五回 (福原)

徳永 ユキ 十回 ()

清水 忍 六回 (中条第一)

山崎 一子 六回 ()

栗林 利美 五回 (中条第二)

山崎 清徳 五回 ()

間島 美智子 九回 (真野代新田)

若月 康夫 七回 (下沼新田)

松井 京子 六回 ()

松井 京子 六回 ()

羽賀 政等 八回 (西高山新田)

羽賀 政等 七回 ()

羽賀 政等 七回 ()

長谷川 一行 六回 (中)

長谷川 一行 六回 (中)

金谷 一 五回 (六)

金谷 一 五回 (六)

金安 利 五回 (大沼新田)

伊藤 利昭 八回 (赤)

伊藤 利昭 八回 (赤)

《順不同・敬称略》

五回以上の献血ありがとうございました

400cc採血が 導入されます

▶4月1スタート 新しい献血制度

「人生八十型社会」——わたしたちは今、かつて経験したことのない長寿時代を迎えています。同時に、医療の進歩によって、一昔前ならば、体力のない高齢者は受けられなかった手術も、今では可能になりました。そのため今の献血制度では、すでに医療の血液を賄い得ない状況になっています。

そこで、血液の安定確保を目指し、四月一日から献血制度が生まれ変わることにいたしました。

今回の改正では、従来の「二〇〇cc採血」に加え、新たに「四〇〇cc採血」と血液中の特定成分だけを採血する「成分採血」が導入され、それに伴い採血基準も新たに設けられるなど、少し複雑になりましたが、それらの概要は次



- のとおりですので、ご理解いただき、今後もご協力をお願いします。
- ### 新献血制度の概要
- 新採血基準……下表のとおり
 - 実施時期
 - ① 四〇〇cc採血……昭和六十一年四月一日より実施
 - ② 成分採血……昭和六十一年十月一日より実施予定
 - 実施上の留意事項
 - ① 四〇〇cc採血、血漿成分採血の献血および血小板成分採血の献血の対象者は、過去に二〇〇cc献血を経験したことのある献血者としてします。
 - ② 二回目以降の全血献血の場合、献血量二〇〇ccと四〇〇ccとのいずれかを選ぶかは、献血者の意志によるものとします。
 - 献血回数取り扱い

表彰における献血回数は、二〇〇cc献血は従来どおり一回とし、四〇〇cc献血はその倍の二回相当であり、成分献血はその三倍相当に換算して献血手帳に記載します。

〔新採血基準〕

採血の種類	200cc全血採血	400cc全血採血	血漿成分採血	血小板成分採血
1回採血量	200cc	400cc	400cc	400cc以内
年齢	16歳~64歳	18歳~64歳	18歳~64歳	18歳~54歳
体重	男子 45kgをこえるもの 女子 40kgをこえるもの	男・女とも50kg以上	男・女とも50kg以上	男・女とも50kg以上
血液比重	1.052以上又は血色素量 12g/dℓ以上	1.053以上又は血色素量 12.5g/dℓ以上	1.052以上又は血色素量 12g/dℓ以上	1.053以上又は血色素量 12.5g/dℓ以上
血清蛋白質量	—	—	6.1g/dℓ以上	6.1g/dℓ以上
血小板数	—	—	—	15万/dℓ以上
採血間隔	1ヶ月以上	男子 3ヶ月以上 女子 4ヶ月以上	2週間以上	① 1週間以上 ② 4週間に4回実施したあとは次回までに4週間以上
年間実施回数	—	男子 3回以内 女子 2回以内	24回以内	12回以内
年間総採血量	400cc全血採血と合せ 男子 1,200cc以内 女子 800cc以内	200cc全血採血と合せ 男子 1,200cc以内 女子 800cc以内	—	—
共通事項	(1) 次の者からは採血しない ① 妊娠していると認められる者、又は過去6ヶ月以内に妊娠していたと認められる者 ② 最高血圧が100mm(水銀圧)以下の者 ③ 採血により悪化するおそれがある循環系疾患、血液疾患その他の疾患に罹っていると認められる者 ④ 有熱者その他健康状態が不良であると認められる者 (2) 全血採血後、成分採血までの間隔については、全血200cc採血後2ヶ月以上、全血400cc採血後男3ヶ月以上、女4ヶ月以上とする (3) 成分採血後、全血採血までの間隔については、2週間以上とする			

春の全国交通安全運動

4月6日(日)→4月15日(火)



四月六日から十日間、全国一斉に「春の交通安全運動」が行われます。

《運動の重点》

- 一、シートベルト・ヘルメット着用
- 二、新入学(園)児を中心とした子供の交通事故防止
- 三、二輪車の無謀運転の追放
- 四、高齢者の事故防止

新入学(園)児を心待ちにしていた子供達が、胸を弾ませて学校、幼稚園、保育園、街へと出ていきます。新しい交通環境に入った子供達を交通事故から守ってやりましょう。ドライバーはシートベルトおよびヘルメットの着用を実践しましょう。

交通安全マスコットのデザインを募集中

交通事故防止の広報活動をより一層推進するため、親しみが持て、広く県民から愛される新潟県交通安全マスコットのデザインを、次により募集しています。

【作品の内容】
新潟県を象徴するマスコットとして、子供達などから親しまれ、交通安全運動に広く活用できる独創性に富んだ自作未発表のデザインとします。

【応募方法】
B4判の白ケント紙(官製はがきでも可)に5色以内で表現し、裏面に住所、氏名、年齢、職業(学校名、学年)、電話番号を記入のうえ、図案の説明および配色の理由を簡単に付記してください。

【締切日】 昭和61年4月30日(火)

【送り先(問い合わせ先)】
〒940 新潟市新光町4番地1
新潟県企画調整部交通対策課
(☎0252-85-5511)

年金コーナー

四月から保険料が月七、一〇〇円に 納付方法が毎月納付に変更されます

国民年金の月額保険料は、今年四月から一カ月につき七、一〇〇円に改められます。

国民年金制度は、高齢や障害などにより働けなくなったときに、年金によって生活を保障することを目的としています。

いつの時代にあっても、年金の価値を社会情勢に応じた水準に保つていかねばなりません。

また、人口の高齢化が進む中で年金受給者が増え、年金の支払いに要する費用が年々増えています。

このようなことから、国民年金の財源をまかなっている保険料も引き上げが必要になります。

年金制度は、高齢世代を若い現役世代が支える、そして次の世代へと順々にバトンタッチしていく、相互の助け合いの仕組みがとられています。

家計を預かる奥さんにとって、保険料のアップは頭の痛いことですが、老後の柱となる国民年金制度を今後も健全に運営していくため、保険料の引き上げについて、ご理解をお願いします。

また、この改定に伴い、加入者の皆さんが少しでも納付しやすいうちに、従来二カ月に一回発行しておりました納付書を、毎月発行の毎月納付に変更しますので、ご協力をお願いします。

詳しくは、住民福祉課国民年金係におたずねください。



怖いのは
「消したつもり」と
「消えたはず」

春の火災予防運動

4月1日(火)→4月7日(月)

4月1日から7日までの1週間、県下一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。

毎年、春先から梅雨入り前までは、空気が非常に乾燥し、風の強い日が多く、火災が発生した場合は大火になる危険性がありますので、火気の取り扱いには細心の注意を払うとともに、火災予防に心がけましょう。

枯草・野焼きなどは 届出が必要です

枯草・野焼き・家屋解体等による建材の焼却・催しによる煙火の打ち上げ・サイの神などの行為を実施する場合には、事前に消防署または役場への届出が必要です。(条例で定められています)

更に、これらの実施にあたっては、必ず見張人をつけ、消火用具を整えてから行ってください。

確定申告

確定申告が間違っていたときは

確定申告書を提出した後で、計算間違いなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告書の提出を忘れていた方は、もう一度確認をしてください。

《税額を多く申告していたとき》
確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額に訂正することができます。

更正の請求ができる期間は、申告期限から一年以内となっていますので、昭和六十年分の所得税の確定申告については、昭和六十二年三月十五日までとなります。

更正の請求が出されると、税務署ではその内容を検討して、正当と認められたときは、納め過ぎの税金を還付します。

《税額を少なく申告していたとき》
確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告されるようお勧めします。

それは、税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたりすると、新たに納めることになった税額のほかに過少申告加算税がかかりますが、税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をしたときには、過少申告加算税はかかりません。

《確定申告を忘れていたとき》
確定申告をしなければならぬのに、申告書の提出を忘れていたときは、ただちに確定申告をしてください。

確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といって、税務署から決定を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告をされるようお勧めします。それは、税務署の調査を受けた後で期限後申告をしたり、決定を受けたりすると、それによって納めることになった税額のほかに、無申告加算税がかかりますが、税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告をしたときは、無申告加算税は軽減されるからです。

＊ ＊
詳しくは、役場税務課または最寄りの税務署へおたずねください。

特別障害者手当制度が創設された

国民年金法の一部改正により、今年四月から障害者の所得保障確立のため、障害基礎年金制度が導入されることになりました。これに伴い、成人の福祉手当が再編成され、特別障害者手当制度が新たに発足します。

◆特別障害者手当

- (1)支給対象/二十歳以上であって、日常生活に常時特別の介護を要する程度の在宅の重度障害者
- (2)手当額/月額二万八千円
- (3)支払額/二月、五月、八月および十一月の四期にそれぞれの前月分までを支払います。
- (4)施行期日/昭和六十一年四月一日

◆障害児福祉手当
二十歳未満の障害児には従来同様の手当が支給されます。なお、支払い月は特別障害者手当と同期月です。

詳しくは、住民福祉課または南蒲原社会福祉事務所(☎0256-1361-2231)へお問い合わせください。

労働保険料の 申告・納付はお早めに

4月1日～5月15日

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、毎年事業主が年度初めに概算額で申告・納付し、次の年度で確定額を申告して精算する仕組みになっています。

昭和60年度の確定保険料と、昭和61年度の概算保険料の申告・納付は5月15日までですので、早めに手続きを済ませましょう。

なお、この事務を事務組合に委託している事業主は、事務組合が指定する日が期限となりますのでご注意ください。

お問い合わせは、新潟県雇用保険課徴収係（☎0252-85-5511・内線2859）、新潟労働基準局労災補償課（☎0252-66-4162）または最寄りの労働基準監督署へ。

船員遺族の

皆さんへ

職務上で死亡された商船の殉職船員（外航船舶運航事業、旅客船運航事業または内航船舶運航事業に船員として従事中、海難その他職務上の事故により死亡した船員）遺児のうち、生活困窮者に援助金が支給されますので、該当者は申請してください。

一人月額六、〇〇〇円を中学義務教育終了までの期間支給します。このほかに、小学校に入学したとき記念品として三〇、〇〇〇円を支給します。

※申請手続きの方法やこの事業の詳細については、（財）日本殉職員顕彰会（〒102東京都千代田区麴町四一五 海事センタービル二階 ☎〇三―二三四―〇六六二）にお問い合わせください。



『川辺乃里物語・中条風土誌』(四)

水に恵まれた蒲原地方は、それと裏腹に、毎年のように水に悩まされるということも必須であった。このため、大津分水工事は、中之島村にとっても多年の懸案であった。しかし、それは当時、東洋一と言われる程の大工事であっただけに、その完成をみるまでには幾多の困難を乗り越えなければならなかった。

今回は、大津分水工事中の工費一〇〇万円は水泡に帰してしまいました。それが、明治二十九年、館野野切れ、翌年の大洪水と県下一帯は大被害を受けたため、大津分水工事中止の建議をめぐり、促進派と中止派の論争が高まったのである。特に明治三十五年の県会では、中止決議案を棚上げしようとした議長が閉会宣言をしたため、怒った中止派議員が議長席に詰め寄った。その突如、暴漢が中止派の議員を殴打して傷を負わせるという事態が起きて、議場は大混乱となった。

その後、幾度も抗争を繰り返し、明治四十一年、ようやく、予算一、三〇〇万円、十五カ年継続事業として、分水工事は可決されたのである。

このように、大津分水は蒲原地方の人々の多くの犠牲と絶えまざる努力の結果勝ち取った大工事だったのである。

（『大津分水工事』より）（完）

婦人講座の参加者募集中

豊かな教養と幅広い趣味を身につけ、婦人同士の「楽しいつどいの場」として、今年度も婦人講座を開きます。

次により、参加者を募集していますので、多数お申し込みください。

〔開催期間〕
昭和六十一年五月～翌年二月

〔講座内容等〕
手芸を学ぼう・調理実習・講演・施設見学など月一回開設の予定

〔申込方法・問い合わせ先〕
村内在住の婦人で、継続して参加できる方
次の様子を白紙に記入して、中之島村公民館（☎六六―三三四―二）に申し込みください。

〔申込締切日〕 五月十日（土）

集落名	氏名	世帯主	電話番号

審判部員募集中

～村野球連盟から～

春の訪れとともに、野球シーズンの到来となりました。

中之島村野球連盟審判部では、昭和61年度新たに審判員を希望される方を募集しています。

審判員を希望される方や、詳しいことを知りたい方は、早めに中之島村野球連盟事務局（中之島村公民館内）におたずねください。



人口の動き

2月28日現在

()は前月比

人口	11,757人(+7)
男	5,752人(+3)
女	6,005人(+4)
世帯数	2,410戸(+2)

ただいま工事中

—入札結果から—

場所	工事名	工事費	工事業者名	完成年月日
西野	道路維持修繕工事	180万円	丸寅建設㈱	S.61.3.30
六所	道路維持修繕工事	194万円	㈱松井組	S.61.3.30

大竹邸記念館開館日 ●第1・第3金曜日、第2日曜日 ●午前10時～午後3時